

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年7月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500858 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600016 号

第 1 結論

昭和 46 年*月から昭和 47 年 3 月までの期間、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 26 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 46 年*月から昭和 47 年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、学校を卒業後、A 市（現在は、B 市）にあった勤務先に住み込みで働いていた。請求期間①については、勤務先の店主が、将来、従業員が困らないようにと言っていた覚えがあるので、店主が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。請求期間①の保険料は、店主が前もって用意してくれていた現金と国民年金手帳を入れた袋を、私か他の従業員が、集金に来た地元の役員に渡して納付していた。

請求期間②については、婚姻を契機に C 市 D 区に、請求期間③については、夫の転勤に伴い E 市に転居したため、夫が、私の国民年金の氏名変更手続や住所変更手続を行ってくれた。請求期間②及び③の保険料は、いずれも納付書により、私が金融機関で納付していた。

請求期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間①の保険料を用意してくれていたとする勤務先の店主は、旧国民年金法第 75 条の規定（いわゆる 10 年年金）に基づき、国民年金の任意加入被保険者となる申出を行い、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から被保険者資格を取得しており、国民年金加入期間において、保険料を全て納付していることから、店主の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月頃から同年 6 月頃までの間に、A 市において払い出されたものと推認され、

請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 46 年 * 月 (20 歳到達時) まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、店主は、請求期間①の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者の年金記録を見ると、請求者が店主と同居していたとしている期間 (昭和 49 年 5 月頃まで) の国民年金加入期間の保険料については、請求期間①を除き全て納付済みとされているほか、当該同居期間のうち、一部の保険料については、納付日は不明であるものの、過年度保険料として納付されており、保険料の未納の解消に努められていた状況がうかがえる。

加えて、請求期間①当時、請求者と一緒に住み込みで勤務し、店主が加入手続を行い、保険料を用意してくれていたとする同僚についても、20 歳到達時から国民年金の被保険者資格を取得しており、請求者と同居していた期間に係る国民年金の加入期間において、保険料の未納はないことを踏まえると、保険料の納付意識が高かった店主が、* 月と短期間である請求者に係る請求期間①の保険料を納付したと考えると不自然ではない。

請求期間②及び③について、請求者の年金記録を見ると、請求者が自身で保険料を納付していたとする期間 (婚姻後の昭和 50 年 11 月頃から) の国民年金加入期間の保険料については、請求期間②及び③を除き全て納付済みとされていることから、請求者は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、上述の加入手続以後、請求者は、請求期間②及び③において継続して国民年金の被保険者であり、当該期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者は、請求期間②及び③に係る住所変更手続について、夫が行って来たとしているところ、当時の年金記録を管理していた国民年金被保険者台帳によると、住所変更に伴い同台帳が C 市及び E 市を管轄する社会保険事務所 (当時) に移管されたのは、それぞれ住所変更後 3 か月以内であることから、夫は請求者の住所変更手続を適切に行っていたものとみられる。

加えて、請求期間②及び③について、請求者は、当時、納付書を用いて請求期間②及び③の保険料を納付した旨陳述しているところ、C 市は昭和 49 年 1 月に、E 市は昭和 47 年 4 月に、それぞれ納付書による保険料納付が開始されており、請求者の陳述は、当時の C 市及び E 市の取扱いとも一致している。

このほか、請求期間②及び③の直前直後の保険料は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において、いずれも納付済みとされていることを踏まえると、納付意識の高かった請求者がそれぞれ 3 か月と短期間である請求期間②及び③の保険料を納付していたと考えると不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600104 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600019 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付し、このうち昭和 55 年 9 月については、重複して納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 24 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 55 年 4 月頃に妻が夫婦二人の国民年金加入手続を行い、妻が保険料を納付していた。手元に請求期間の保険料を納付したことを示す領収書が残っているが、私の年金記録では、請求期間の保険料は未納とされている。請求期間の保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者夫婦にはこれまで 2 回、国民年金手帳記号番号が払い出されている。1 回目は夫婦ともに昭和 55 年 5 月に A 県 B 市で、2 回目は請求者については昭和 55 年 9 月に、妻については昭和 55 年 7 月とともに C 県 D 町（現在は E 市）で払い出されている。請求期間は 1 回目に払い出された国民年金手帳記号番号に基づき管理されていた期間に当たる。

請求者の妻は、夫婦二人の国民年金加入手続及び保険料の納付は、妻である自身が行っていたと陳述している。国民年金手帳記号番号払出簿によると、B 市で払い出された夫婦の国民年金手帳記号番号は 2 番違いであり、夫婦同時期に加入手続が行われたものとみられ、妻の陳述と符合するほか、オンライン記録及び D 町の請求者夫婦に係る被保険者名簿によると、D 町では夫婦ともに付加年金にも加入し、以後ともに保険料の未納はない等、妻の国民年金への関心及び保険料納付意識は、高かったことがうかがわれる。

また、B 市における請求者夫婦の国民年金加入手続時期は、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の被保険者資格状況等から昭和 55 年 4 月頃と推認される。オンライン記録及び請求者が所持する領収証書によると、昭和 55 年 6

月 12 日に、この時点で遡って納付することが可能であった請求者の昭和 53 年 4 月から昭和 55 年 3 月の保険料が過年度納付されており、当時、妻は請求者の未納期間の解消に努めていたことがうかがわれ、保険料納付意識の高かった妻が請求期間の保険料を納付しないのは不自然である。

請求者は、上述の昭和 55 年 6 月 12 日の過年度納付に係る領収証書のほか、B 市において納付した、i) 妻の昭和 55 年 4 月から同年 6 月分の保険料に係る領収証書 (1 枚)、ii) 請求者の請求期間の保険料に係る領収証書 (2 枚) を所持している。妻の保険料に係る領収証書には、昭和 55 年 6 月 12 日の F 銀行 G 支店 (当時) の領収印が押印されており、この納付は妻の年金記録に反映している。一方、請求者の請求期間の保険料に係る領収証書には、i) 昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの分には、妻の保険料納付日と同日である昭和 55 年 6 月 12 日の F 銀行 G 支店の領収印が、ii) 昭和 55 年 7 月から同年 9 月分には昭和 55 年 7 月 24 日の国民年金課金銭出納員の印が押印されているが、請求者の年金記録には反映していない。しかし、i) 同じ F 銀行 G 支店で同日に納付しながら、妻の納付は年金記録に反映しているのに請求者の納付は年金記録に反映していないのは不自然であること、ii) 国民年金課金銭出納員の印について、B 市は、印影簿に残存する印影は、当時、徴収担当職員が個別訪問の際に携帯したものであり、印影簿から当該領収印が B 市で使用していたものとの判断はできないが、印影なしの印が一つあったとの記録があり、それが市役所窓口で使用していたものである可能性もあるとしているほか、当該領収印の文字の形状・配置は、残存する印影と極めて相似性が高いとしており、当該領収印は、当時、B 市役所で使用されていたものと考えられることから、請求者は請求期間の保険料を F 銀行 G 支店及び B 市役所で納付したものと推認される。

加えて、請求期間のうち昭和 55 年 9 月については、オンライン記録及び D 町の請求者に係る被保険者名簿によると、請求者は、2 回目に D 町で払い出された国民年金手帳記号番号に基づき、昭和 55 年 9 月に同町で国民年金の加入手続を行い併せて付加年金にも加入し、当該期間の保険料は付加保険料を含め納付済みと記録されていることから、当該期間については重複して保険料を納付したものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付し、昭和 55 年 9 月については、重複して国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600024 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600015 号

第 1 結論

昭和 46 年*月から昭和 51 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 26 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 46 年*月から昭和 51 年 12 月まで
私の国民年金については、夫が昭和 52 年 1 月 11 日に A 市役所で加入手続を行ってくれた。その際に、夫が特例納付制度を利用し、昭和 46 年*月（20 歳）からの分として 8 万円から 10 万円までぐらいの保険料を遡って納付してくれた。私の年金手帳には、国民年金の被保険者の種別が強制ではなく任意とされているので不審に思っており、請求期間の納付記録がないのもおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び請求者に係る請求期間の保険料を納付したとする夫は、いずれも国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 1 月頃に、A 市において払い出されており、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられ、請求者及びその夫が陳述する加入手続時期と一致している。

さらに、国民年金受付処理簿、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、上述の加入手続の際に、昭和 52 年 1 月 11 日に被保険者資格（種別は任意加入）を取得する事務処理が行われていたことが確認できるものの、上述の加入手続時点において夫は国民年金の被保険者であり、他に請求者が国民年金の任意加入対象者として取り扱われる事情は見受けられないことから、本来であれば、請求者が短大を卒業したとしている翌月の昭和 46 年 4 月まで遡って被保険者資格（種別は強制加入）を取得すべきであったものと考えられる（オンライン記録は平成 3 年 1 月に

被保険者の種別のみ強制加入に訂正済み。)

しかしながら、請求者の国民年金の被保険者資格については、請求者が主張する現在所持している年金手帳のみならず、上述のとおり、当時使用されていた国民年金受付処理簿、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれの帳票類においても、種別は任意加入として被保険者資格を昭和52年1月11日に取得したこととされており、請求者が請求期間について、強制加入として被保険者資格を遡って取得していた形跡が見当たらない。このため、請求者に係る請求期間については、国民年金に未加入として取り扱われており、夫が請求期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、夫は、請求者の加入手続を行った際に、特例納付制度を利用して請求期間の保険料を遡って納付したと陳述しているところ、上述の請求者の加入手続が行われた昭和52年1月頃は、特例納付制度の実施期間中ではないことから、夫が特例納付制度を利用して請求期間の保険料を納付することはできない。

さらに、特例納付制度については、上述の請求者の加入手続後に当たる昭和53年7月から昭和55年6月までの間においても実施(第3回特例納付制度)されていたところ、制度上、特例納付制度を利用して保険料を納付することができる期間は、強制加入の被保険者又は被保険者であった期間とされていた。これに対し、上述のとおり、請求者は、昭和52年1月に任意加入被保険者として資格を取得しているため、それ以前に当たる請求期間については、任意加入対象者として取り扱われていたものとみられることから、請求期間の保険料に関して特例納付制度を利用できなかった状況であったことがうかがわれる。

加えて、請求者の国民年金の保険料納付記録については、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、夫が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600007 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600017 号

第 1 結論

昭和 58 年 1 月から平成*年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 13 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 58 年 1 月から平成*年*月まで

私は、時期は覚えていないが、A 市（現在は、B 市）役所の職員に勧められたため、同市役所で国民年金に加入した。保険料については、自分で金融機関や同市役所で納付したこと、何回か、事前に 2 か月分、3 か月分を納付したこと、国民健康保険の保険料と一緒に納付したことを覚えている。納付した保険料の金額は、最初の頃はいくらであったのか覚えていないが、請求期間の終わり頃は 6,000 円ぐらいを納付していたと思う。現在は処分してしまったため、手元にはないが、保険料を納付した際は、領収書ももらったし、年金手帳も以前は所持していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料については、国民健康保険の保険料と一緒に納付したこともあると陳述しているところ、B 市の記録によると、請求者に係る国民健康保険の届出については、請求期間中の昭和 58 年 6 月に行われていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、国民年金に加入した時期については、はっきりとは覚えていないとしており、納付したとする保険料についても、具体的な納付時期及び納付対象期間に関する記憶は必ずしも明確ではないことから、請求者の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間の終わり頃は 6,000 円ぐらいの保険料を納付していた旨陳述しているところ、請求期間の終期に当たる平成 9 年度の保険料は、1 か月当たり 1 万 2,800 円であったことから、請求者が記憶する金額とは大きく相違している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み仮名等を考慮して確認を実施しても、

請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）が付番された形跡も見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間は*月と長期間であり、請求期間の保険料の全てにわたり記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いものと考えられるほか、紙台帳検索システムによると、請求者が居住しているB市において、請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、国民年金被保険者名簿等が作成されていた形跡は確認できない。

その上、請求期間のうち、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成8年12月以前）について、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、請求期間のうち、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成9年1月以降）について、請求者が請求期間の保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500857 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600018 号

第 1 結論

平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 45 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、20 歳になる頃に、資格取得届の用紙が送られてきたため、母親が、平成 2 年 * 月頃に、A 市（現在は、B 市 C 区）役所で手続を行い、保険料については、金融機関で納付した旨母親から聞いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は * 月と短期間である上、請求期間に係る加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、国民年金加入期間において、第 3 号被保険者期間を除き保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の保険料納付状況等によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 3 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われたものとみられ、その際に、平成 7 年 3 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親は、請求期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、請求者は、請求期間当時学生であった旨陳述しており、国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の加入手続時期（平成 7 年 3 月頃）において、請求者に係る請求期間の被保険者資格を遡って取得し、保険料を納付することもできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る加入手続及び保険料納付について直接関与

しておらず、これらを行ってくれたとする母親への聴取は希望しない旨陳述している上、B市は、請求期間当時、20歳到達者に対し、国民年金の資格取得届を送付する等加入勧奨を行っていたかどうかは不明と回答していることなどを踏まえると、母親が、その主張どおりに加入手続を行い、請求期間に係る保険料を納付していたと推認する事情は見いだせない。

加えて、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600041 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600020 号

第 1 結論

昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 16 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 3 月まで

夫が会社を退職したため老後のことを考えて、昭和 49 年又は昭和 50 年頃に国民年金に加入した。この加入手続の際、今なら 2 年分の保険料を遡って納付することができるとの説明を受け、後日送付された納付書により、銀行、市役所、社会保険事務所のいずれかで、遡って 2 年分の保険料を納付したが、請求期間の保険料は未納とされている。

納付した保険料額等、当時の具体的な記憶はなく、住所地を移動していた時期もあったが、2 年分の保険料を遡って納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 2 月に払い出されており、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は昭和 51 年 1 月頃に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際、昭和 46 年 3 月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。

この加入手続時期（昭和 51 年 1 月頃）において、請求者は*歳であり、加入手続を行った年度（昭和 50 年度）の現年度保険料を 4 月から納付した場合、60 歳到達までの保険料納付可能月数は*月であった。このため、国民年金の受給権（原則として、60 歳到達時までに保険料納付済期間が 300 月以上必要。）を確保するため、加入手続時に 2 年分の保険料を遡って納付することが可能である旨の説明があったとしても不自然ではない。

また、オンライン記録によると、請求者は国民年金加入手続以降、60歳到達までに3か月の未納期間を除き保険料を納付しており、過年度保険料として遡って納付している期間も散見される等、年金受給権を取得するために保険料の納付に努めていたことがうかがわれる。

しかしながら、上述の国民年金加入手続時期（昭和51年1月頃）を基準とすると、請求期間のうち昭和48年4月から同年9月までの保険料は、既に2年の時効が成立しており納付することはできない。

また、上述の国民年金加入手続時期（昭和51年1月頃）を基準とすると、請求期間のうち昭和48年10月から昭和50年3月までの保険料は、過年度保険料として納付することが可能であったが、i) 請求者は、納付した保険料額の記憶はないとし、納付場所についても銀行、市役所、社会保険事務所のいずれかとしており、当時の状況の詳細は不明であること、ii) 請求者の国民年金被保険者台帳及びA市の請求者に係る被保険者名簿においても請求期間は未納となっていることから、請求者が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことができない。

さらに、請求者は、加入手続後、間もなく送付された納付書により請求期間の保険料を納付し、遡って保険料を納付したのは1回限りであったと陳述しているところ、A市の請求者に係る「昭和50年度国民年金保険料収入台帳（追加調定分）」には、i) 請求者は、国民年金加入手続後、しばらく保険料の納付がなかった、ii) このため督促が行われたところ、昭和51年4月1日に納付書により、昭和50年度1年分の保険料が遡るかたちでまとめて納付されたことが記載されており、請求者が加入手続後、間もなく送付された納付書により遡って保険料を納付したとする記憶は、この昭和50年度の現年度保険料の納付と取り違えている可能性も否定できない。

加えて、請求者は、住所地を移動したことにより、請求期間の保険料に係る年金記録が消滅したのではないかと疑念をいだいているところ、戸籍の附票によると、請求者は昭和46年11月及び昭和49年4月にA市内で住所地を移動していることが確認できるが、i) 同一市内での移動であること、ii) いずれも請求者の国民年金加入手続時期（昭和51年1月頃）以前の移動であることから、住所地の移動により請求期間の年金記録が消滅したとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。